

森林整備保全事業計画の策定に係る参考資料

参考資料

- ① 課題・論点に関する参考資料 P 1 ~ P16
- ② 次期計画の「成果指標(案)」について P17 ~ P36
- ③ 現行計画の成果指標の達成状況 P37 ~ P41

論点・課題に関する参考資料

- 全国森林計画
- 改正間伐特措法
- 11月15日 地球温暖化対策推進本部
- 国土強靱化に関する資料
- インフラ長寿命化基本計画
- 経済財政運営と改革の基本方針
- 日本再興戦略
- 農林水産業・地域の活力創造プラン
- 海岸防災林の復旧・再生

全国森林計画の策定の概要 (平成25年10月4日閣議決定)

1. 全国森林計画の趣旨

- 全国森林計画は、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期としてたてる計画(平成26年4月1日から平成41年3月31日の15年間)。
- 都道府県知事がたてる「地域森林計画」等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。

2. 計画の概要

- 現行計画の変更(平成23年)以降の状況の変化(国有林野事業の一般会計移行等)や今後より重視していくべき事項(国土強靱化等)を踏まえた記述を追加。
- 森林の整備及び保全の目標、計画量については、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に見合う量を計上。

【森林の整備及び保全の目標】

区 分		現 況	計画期末
森林面積(千ha)	育成単層林	10,285	10,060
	育成複層林	1,009	1,759
	天然生林	13,788	13,263

注) 現況は平成24年3月31日、計画期末は平成41年3月31日の数値

【計画量】

区 分		計画量
伐採立木材積(万m ³)	主伐	36,184
	間伐	43,777
	総数	79,961
造林面積(千ha)	人工造林	944
	天然更新	889

区分	計画量
林道開設量(千km)	89.9
保安林面積(千ha)	12,951.7
間伐面積(参考)(千ha)	7,281

注) 計画期間(平成26年4月1日～平成41年3月31日)の総量

改正間伐特措法

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 の一部を改正する法律の概要

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、

- ① 現行法では平成24年度までとなっている市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を、引き続き平成32年度まで措置
- ② 成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援する措置を新設

法の概要

○ 改正前の法の概要

- ・ 京都議定書に基づいて平成20～24年における間伐及び造林（特定間伐等）の実施を促進するために平成24年度までの支援措置を規定。
- ・ 国が基本指針・都道府県が基本方針を策定し、市町村がこれに即して特定間伐等促進計画（実施主体、場所、時期を特定）を作成。
 - ・ 市町村の計画に定められた特定間伐等について支援措置。
 - ① 国が市町村に交付金を直接交付
 - ② 森林整備事業の地方負担を地方債起債対象とする特例等

平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てるとともに、将来の枠組みを構築することを国際的に合意

支援措置の延長

- 二酸化炭素の吸収作用の保全を図るため、平成32年度まで支援措置を延長。

成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画制度（新規の措置）

- 将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画（特定増殖事業計画）を認定し、認定を受けた者に対して支援措置。

- ① 林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間を延長
（償還10年→12年、据置3年→5年）
- ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続を不要とする特例

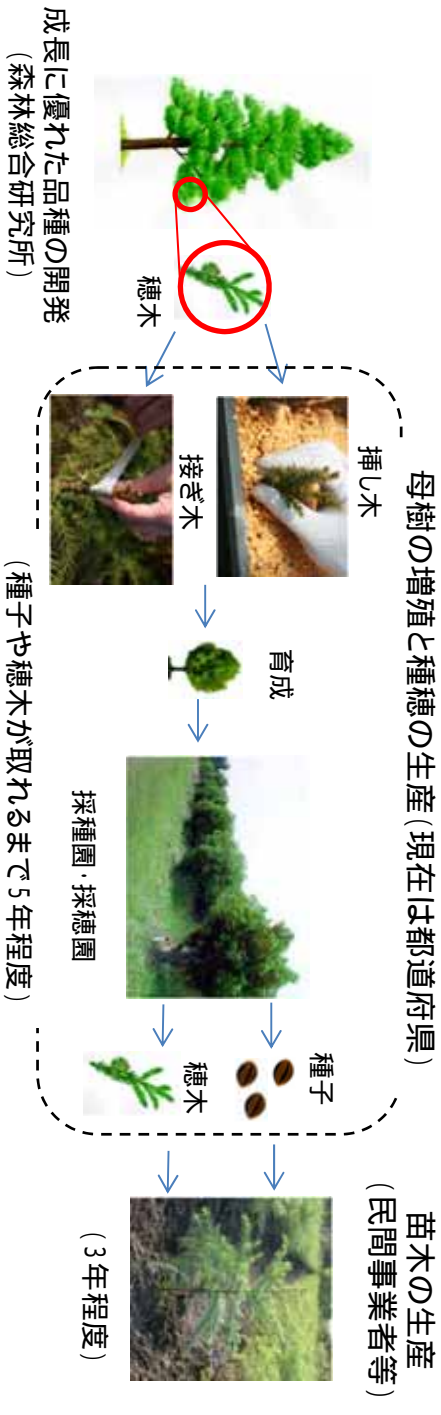
期待される効果

森林吸収源の確保及び森林の適正な整備の推進

成長に優れた種苗の母樹の増殖について

平成32年以降の「将来枠組み」構想に向け、森林による二酸化炭素吸収作用の強化を図るため、成長に優れた種苗の母樹の増殖を促進する取組を新たに措置

成長に優れた種苗の母樹の増殖



・林業・木材産業改善資金の特例等を措置

民間事業者等を活用し、母樹の増殖の実施を促進
(民間事業者等は母樹を増殖して、種子・穂木を販売)

林業・木材産業改善資金の特例

母樹を増殖して種穂を販売するまで最短で5年間程度必要

通常

- ・母樹増殖のためのビニール温室、かん水施設等の整備に必要な資金
- ・利息 無利子
- ・償還期間 10年
- ・据置期間 3年



特例

認定を受けた民間事業者等は、

- ・対象 変更なし
- ・償還期間 12年
- ・据置期間 5年
(母樹の増殖が終了し、種穂を販売できるようになってから、資金の返済開始)

地球温暖化対策推進本部（H25年11月15日資料）

「カンクン合意履行のための地球温暖化対策について」

COP16におけるカンクン合意では、各国が2020年における排出削減目標を策定、気候変動枠組条約事務局に登録し、隔年報告書を提出して当該目標の進捗状況等を報告し、国際的なレビューを受けることとされている。

カンクン合意履行のため、また、COP19までに25%削減目標をゼロベースで見直すとの総理指示を踏まえ、我が国の2020年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標については、2005年度の排出量（13億5,100万t-CO₂）を基準として、3.8%削減することとし、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標を以下のように設定し、気候変動枠組条約事務局に登録する。また、本目標を踏まえ、対策・施策を含む隔年報告書を来年1月1日までに気候変動枠組条約事務局に提出し、国際的なレビューを受けながら、着実に排出削減を進めていく。

なお、この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとする

2. 温室効果ガス吸収源

森林吸収源については、必要な対策・施策を持続的に実施することにより、国際的に認められた森林経営による吸収量の算入上限値である2013年度から2020年度平均で1990年度総排出量比3.5%（約4,400万t-CO₂）（2020年度における吸収量としては、基準年総排出量比約2.8%（約3,800万t-CO₂、一定の前提を置いて試算）以上）の確保を目標とする。

●国土強靱化に関する資料

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

(平成25年12月11日公布)

目的

この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下単に「大規模自然災害等」という。)に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

「国土強靱化政策大綱」(平成25年12月17日 国土強靱化推進本部決定)

第3章 施策分野の推進方針 (9)農林水産

- 自然災害が近年頻発していることを踏まえ、農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を考慮に入れた施設や森林の整備、ハザードマップの作成・周知など、ハード・ソフト施策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。(農林水産省、国土交通省)
- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。その際、地域コミュニティを最大限活用するとともに、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木工事における木材を利用した工法の技術開発等に努める。(農林水産省、環境省、その他関係府省庁)

国土強靱化政策大綱の概要

国土強靱化政策大綱について

- 国土強靱化基本計画の基となり、**国土強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針**となるもの

第1章 基本的考え方

〔理念〕

- ①**人命の保護**
- ②国家・社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**
- ③国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④**迅速な復旧復興**
- 災害時でも**機能不全に陥らない経済社会システム**を平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

〔基本的な方針等〕

- ハード対策とソフト対策**の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による**費用の縮減**
- PPP/PFIによる**民間資金の積極的な活用**
- 過剰な**一極集中の回避**、「**自律・分散・協調**」型の国土の形成
- PDCAサイクル**の繰り返しによるマネジメント 等
- 〔**・プログラム・施策の重点化、脆弱性評価手法の改善、工程表による進捗管理**等によるステップアップ

〔特に配慮すべき事項〕

- 民間投資の誘発、BCP策定の促進、オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

第2章 プログラムの推進方針

- 事前に備えるべき**8の目標**、**起こってはならない45の事態、事態を回避する45のプログラム**(このうち重点化すべき15プログラム)を選定
- 省庁間で推進体制を構築する等、実効性を確保

第3章 施策分野の推進方針

- 45のプログラム推進及びより長期的な観点から必要な取組を、**12の個別施策分野と3の横断的分野に分類して推進方針としてとりまとめ**

・12の個別施策分野

行政機能/警察消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用(国土利用)

・3の横断的分野

リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発

○推進方針の例

- 政府全体の業務継続計画の策定と、それを踏まえた**対策の推進** (行政機能/警察・消防等分野)
- 重症患者の受入れ可能な診療ユニットの活用 (保健医療・福祉分野)
- 石油・LPガスサプライチェーンの機能確保(訓練及び備蓄から供給までの一連の対策)(エネルギー分野)
- グループBCPの策定促進 (産業構造分野)
- 交通の大動脈の分断・機能停止を前提とした代替ルートの確保(交通・物流分野)

～強靱な国づくりに向けて～

- 今後、**国土強靱化基本計画**を策定するとともに、**地域計画の策定・実施**の取組を支援・促進し、これらが**国・地方公共団体の計画等に反映**されること等を通じて、**強靱な国づくりを実現**

「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）

I. はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられている。

（中略）

今後、約800兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存り続けるためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である。

このため、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。

IV. インフラ長寿命化計画等の策定

各インフラの管理者（管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあっては、その者。以下同じ。）及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関（以下「各インフラを管理・所管する者」という。）は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定する。

経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

地域自らが経営改革に取り組むとともに、それぞれの地域が独自の付加価値を創造し、自立的に発展できるように、現場の視点に立って、環境整備を進めることを通じて、地域を再生する。

農林水産業は、地域の活力を創造する上で極めて重要である。多面的機能を発揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承を目指す。

(2) 農林水産業・地域の活力創造

農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設を検討する。また、森林・林業について、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等に取り組む。さらに、水産業について、水産物の消費・輸出拡大、持続可能な漁船漁業・養殖業の実現に不可欠な基盤整備の推進等を図る。攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にする。

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、施業集約化等を進めるとともに、国産水産物の消費・輸出拡大、適切な資源管理等を通じた収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の推進等により、林業及び水産業の成長産業化を図る。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」 平成25年12月 農林水産業・地域の活力創造本部

Ⅱ 基本的考え方

(略) 若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第2次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

その成果を国民全体で実感できるものとするべく、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していく。

Ⅲ 政策の展開方向

5. 農山漁村の活性化

高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることが重要である。

このため、福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、生活条件などの定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。また、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

さらに、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携して対策を推進する。
これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

6. 林業の成長産業化

人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要である。

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現する。

また、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

<展開する施策>

- ① CLT(直交集成板)等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた環境整備や公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出
- ② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
- ③ 適切な森林の整備・保全等を通じた森林の多面的機能の維持・向上

海岸防災林の復旧・再生

東日本大震災における海岸防災林の津波に対する効果と被害状況

津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉に一定の効果。

- ✓ 林帯が残った海岸防災林では、船舶やコンクリート片等の漂流物を捕捉し、林帯の背後に存する人家等の被害を軽減した事例が報告。
- ✓ 数値シミュレーション結果では、津波エネルギーの減衰効果として、林帯幅の広さに応じてその効果が発揮され、林帯幅が200mの海岸防災林が存在した場合には、流体力が3割程度減少することが確認。

一方、地震に伴う大規模な津波により、**青森県～千葉県にわたる海岸防災林で約140kmに被害が発生。**

- ✓ 地盤高が低く地下水位が高い箇所では、樹木の根が地中深くに伸びず、根の緊縛力が弱かったことから根返りし流木化したものが多数存在していることが確認。
- ✓ 海岸防災林被災箇所の現地調査結果では、十分な樹高を有し被害を受けずに残った樹木は、地下水位より上位の土層深さが3m程度の箇所で生育していることが確認。

海岸防災林の津波被害軽減効果事例



船舶や鋼管などを捕捉(青森県八戸市)



車などを捕捉(福島県いわき市)

海岸防災林の被災状況事例

被災前(平成18年撮影)



被災後(平成23年撮影)



(宮城県岩沼市沿岸)



岩手県野田村



宮城県仙台市



宮城県名取市

今後における海岸防災林の再生について

海岸防災林の早期再生に向けて、学識経験者からなる検討会（「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」）（座長・太田猛彦東京大学名誉教授）を設置。

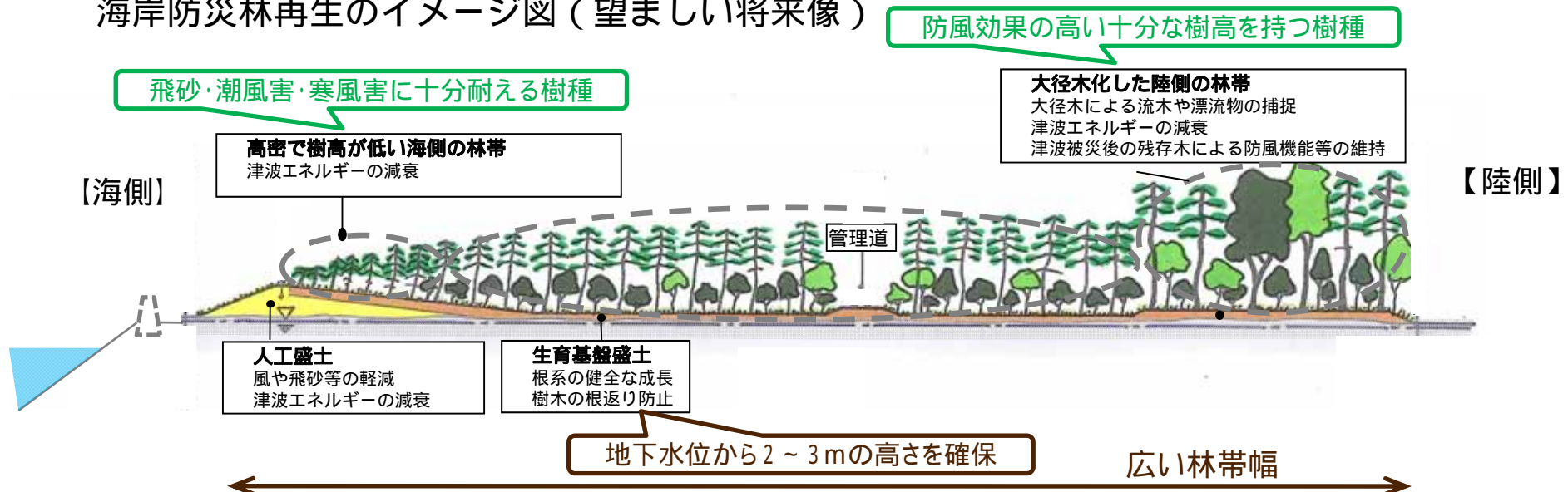
平成23年5月から本年1月まで計5回の検討会を開催し、技術的視点からの海岸防災林の再生方法等報告書を取りまとめ、林帯幅を確保することや、樹木の根系の健全な成長を確保するための盛土の実施、多様な樹種による植栽等が津波対策として有効である旨提言。

海岸防災林の再生の基本的な考え方

地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・風害の防備等の災害防止機能に加え、**津波に対する被害軽減効果も考慮した海岸防災林の復旧・再生を検討（「多重防御」の一つとして位置づけ）**

具体的には、被災箇所ごとに、**被災状況や地域の実情さらには地域の生態系保全の必要性等**を踏まえ、再生方法を決定。

海岸防災林再生のイメージ図（望ましい将来像）



(参考資料②)

次期森林整備保全事業計画の 「成果指標 (案)」について

次期森林整備保全事業計画の 「成果指標（案）」について

本委員会は、平成25年8月26日の第1回委員会以降、これまで3回にわたる委員会において次期森林整備保全事業計画における「成果指標（案）」について検討を進めてきたところである。

本委員会は、委員会におけるこれまでの議論を踏まえて、林野庁において次期森林整備保全事業計画の「成果指標（案）」（別添）をとりまとめること、林政審議会へ報告することを了承する。

なお、林政審議会への「成果指標（案）」の報告に当たって、本委員会として、以下の事項を付言する。

- 一、 できる限り森林生態系多様性基礎調査（旧森林資源モニタリング調査）のデータを活用し、より良い成果指標の開発に努めること。
- 一、 今回とりまとめた「成果指標（案）」の達成状況の傍証として、できる限り森林生態系多様性基礎調査（旧森林資源モニタリング調査）のデータの活用を検討すること。

平成25年11月21日

森林整備保全事業計画検討委員会

座長 土屋俊幸

森林整備保全事業計画検討委員会

● 委員名簿 (敬称略、50音順)

伊藤 哲	宮崎大学 農学部 教授
権田 豊	新潟大学 農学部 准教授
陣川 雅樹	(独)森林総合研究所 林業工学研究領域長
田中 万里子	東京農業大学 講師、 東京経済大学 講師
土屋 俊幸 (座長)	東京農工大学大学院 農学研究院 教授

● 開催経過

平成25年 8月26日 第1回委員会
現行計画の成果指標の達成状況の検証

平成25年10月15日 第2回委員会
次期計画の成果指標(案)の検討

平成25年11月21日 第3回委員会
次期計画の成果指標(案)の検討、とりまとめ

(別添)

次期森林整備保全事業計画の「成果指標(案)」

【参考】事業の目標と成果指標の対比表

現行計画(H21～25年度)		次期計画(案)(H26～30年度)	
事業の目標	成果指標	事業の目標(案)	成果指標(案)
国民が安心して暮らせる社会の実現	①国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全 水土保全林のうち機能が良好に保たれている森林の割合を、71%→約79%へ	安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与	①国土を守り水を育む豊かな森林の整備及び保全(見直し) 水源涵養、山地災害/土壌保全機能森林において、機能が良好に保たれている森林の割合を、74%→78%へ
			②山崩れ等の復旧と予防(見直し) 山地災害危険地区について治山対策が実施されたものの割合を65%→68%へ。これにより周辺の森林の山地災害防止機能等が発揮された集落の数を、約55千集落→約58千集落へ
森林と人々が共生する社会の実現	③森林の多様性の維持増進 育成林全体に占める育成複層林の割合を、8.5%→約10%へ	多様な生物多様性の保全等への対応	③ 飛砂害、風害、潮害等の防備 (見直し) 海岸防災林や防風林の総延長約7,300kmを保全 震災で被災した海岸防災林140kmの再生
	④身近な生活環境の保全 海岸林や防風林の総延長約7,300kmを保全		④森林の多様性の維持増進(見直し) 育成複層林へ誘導することとしている育成単層林350万haのうち、育成複層林へ誘導した森林の割合を、0.8%→2.8%へ
	⑤森林環境教育の推進 森林環境教育の参加人数を、年間44万人→年間50万人へ		⑤森林環境教育の推進(見直し) 森林環境教育の参加人数を、5年間で217万人→244万人へ
循環を基調とする社会の形成への寄与	⑥森林資源の循環利用の促進 木材として安定的効率的に供給可能となる育成林の資源量を、10.5億m ³ →12.1億m ³ へ	持続的な森林経営の推進	⑥森林資源の循環利用の促進(継続) 木材として安定的効率的に供給可能となる育成林の資源量を、13.2億m ³ →15.4億m ³ へ
			⑦ 森林資源の若返りの促進(新規) 伐採・造林により若返りを促進するとともに、間伐等により森林を健全に維持することにより、若返り効果指数を向上。年平均で0.32、5年間で1.6
活カある地域社会形成への寄与	⑦森林資源を活用した地域づくりの推進 森林資源を積極的に利用している流域の数を、30流域→80流域へ	地域活力創造への寄与	⑧森林資源を活用した地域づくりの推進(見直し) 路網の開設により、積極的に利用間伐を推進する流域数を、58流域→80流域へ
			⑧山村地域における居住環境の向上 山村地域において生活環境整備により定住条件向上が図られた人数を210万人

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与)
国土を守り水をはぐくむ豊かな森林の整備及び保全

<p>成果指標①(案) (継続・見直し)</p>	<p>市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画で定める水源涵養機能森林及び山地災害防止／土壌保全機能森林の育成林のうち、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を増加させる。</p> <p>現状 74% → 目標値 78%</p> <p>※事業を実施しない場合、現状の74%から56%に低下</p>
<p>成果指標の考え方・算定方法</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下層植生や樹木の根が発達することにより土壌を保持する能力に優れた森林や水質を浄化し水を育む能力に優れた森林の整備・保全により、安心な暮らしを支える国土の形成を図る。 「良好に保たれている森林」は、立木密度が樹種・齢級毎に定めた基準以下(以下、「基準立木密度」という。)に管理されている森林。 森林生態系多様性基礎調査(旧森林資源モニタリング調査)から、基準立木密度以下であれば下層植生の被覆率40%以上が確保され、土壌侵食の恐れが少ないと判断できる。 <p>-----</p> <p>【現行の成果指標との相違点】</p> <p>(1) 対象森林の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行指標では水土保持林を対象としているが、3機能区分が廃止されたことから、新たなゾーンング区分のうち本指標に最も関わりの深い、水源涵養機能及び山地災害防止／土壌保全機能のゾーンングがなされている森林を次期成果指標の対象とする。 <p>○ 現行計画の水土保持林カバー率 = 約74%</p> <p>○ 次期計画の水源涵養及び土壌保全機能森林カバー率 = 約72%</p> <p>(2) 対象齢級の変更(3～12齢級 → 3齢級以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画のH20年時点においては、間伐の補助要件が12齢級までであったが、H23年から13齢級以上も補助対象となったところであり、また、水土保持機能の観点からは、高齢級林分においても密度調整は必要であることから、本指標における対象齢級を3～12齢級から3齢級以上に変更する。

- 【現状値の算定方法】
- 過去5年間施業を実施していない森林において、基準立木密度以下の森林の割合を算出して、「5年間施業をしない場合」の「良好に保たれている森林の割合」を推定・・・①
 - 過去5年間に間伐等の事業を行った場合は、基準立木密度以下が確保されているものとみなして、過去5年間の事業量に対応する「良好に保たれている森林の割合」を算出し、①の割合に加算して、現状の割合を算出。

＜算出式の概要＞

過去5年間施業が行われなかった場合の機能が保たれている割合 <small>(次期計画: 55%)</small>	+	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 森林整備による効果面積 <small>(過去5年実績)</small> </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 45%;"> 治山事業による効果面積 <small>(過去5年実績)</small> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>間伐、受光伐、誘導伐、整理伐等の森林整備</small> </td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>本数調整伐、複層伐等の森林整備</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 5px;"> 3齢級以上の針葉樹人工林面積 </td> </tr> </table>	森林整備による効果面積 <small>(過去5年実績)</small>	+	治山事業による効果面積 <small>(過去5年実績)</small>	<small>間伐、受光伐、誘導伐、整理伐等の森林整備</small>	+	<small>本数調整伐、複層伐等の森林整備</small>	3齢級以上の針葉樹人工林面積		
森林整備による効果面積 <small>(過去5年実績)</small>	+	治山事業による効果面積 <small>(過去5年実績)</small>									
<small>間伐、受光伐、誘導伐、整理伐等の森林整備</small>	+	<small>本数調整伐、複層伐等の森林整備</small>									
3齢級以上の針葉樹人工林面積											

＝ 現在の機能が保たれている森林の割合
(次期計画: 74%)

・ 次期計画の現状値 = 74%

【目標値の算定方法】

- 現状値の考え方を基本に、今後5年間の推移を以下の式により算出。

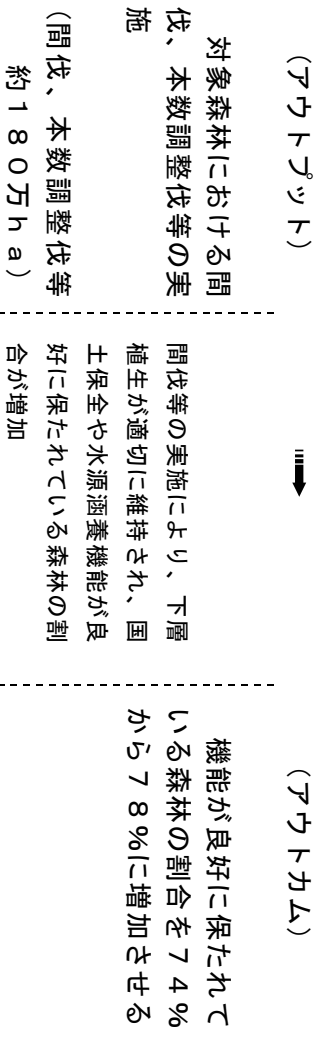
＜算出式の概要＞

今後5年間施業を行わない場合の機能が保たれている割合 <small>(次期計画: 56%)</small>	+	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 森林整備による効果面積 <small>(今後5年計画)</small> </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">+</td> <td style="width: 45%;"> 治山事業による効果面積 <small>(今後5年計画)</small> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>間伐、受光伐、誘導伐、整理伐等の森林整備</small> </td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>本数調整伐、複層伐等の森林整備</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 5px;"> 3齢級以上の針葉樹人工林面積 </td> </tr> </table>	森林整備による効果面積 <small>(今後5年計画)</small>	+	治山事業による効果面積 <small>(今後5年計画)</small>	<small>間伐、受光伐、誘導伐、整理伐等の森林整備</small>	+	<small>本数調整伐、複層伐等の森林整備</small>	3齢級以上の針葉樹人工林面積		
森林整備による効果面積 <small>(今後5年計画)</small>	+	治山事業による効果面積 <small>(今後5年計画)</small>									
<small>間伐、受光伐、誘導伐、整理伐等の森林整備</small>	+	<small>本数調整伐、複層伐等の森林整備</small>									
3齢級以上の針葉樹人工林面積											

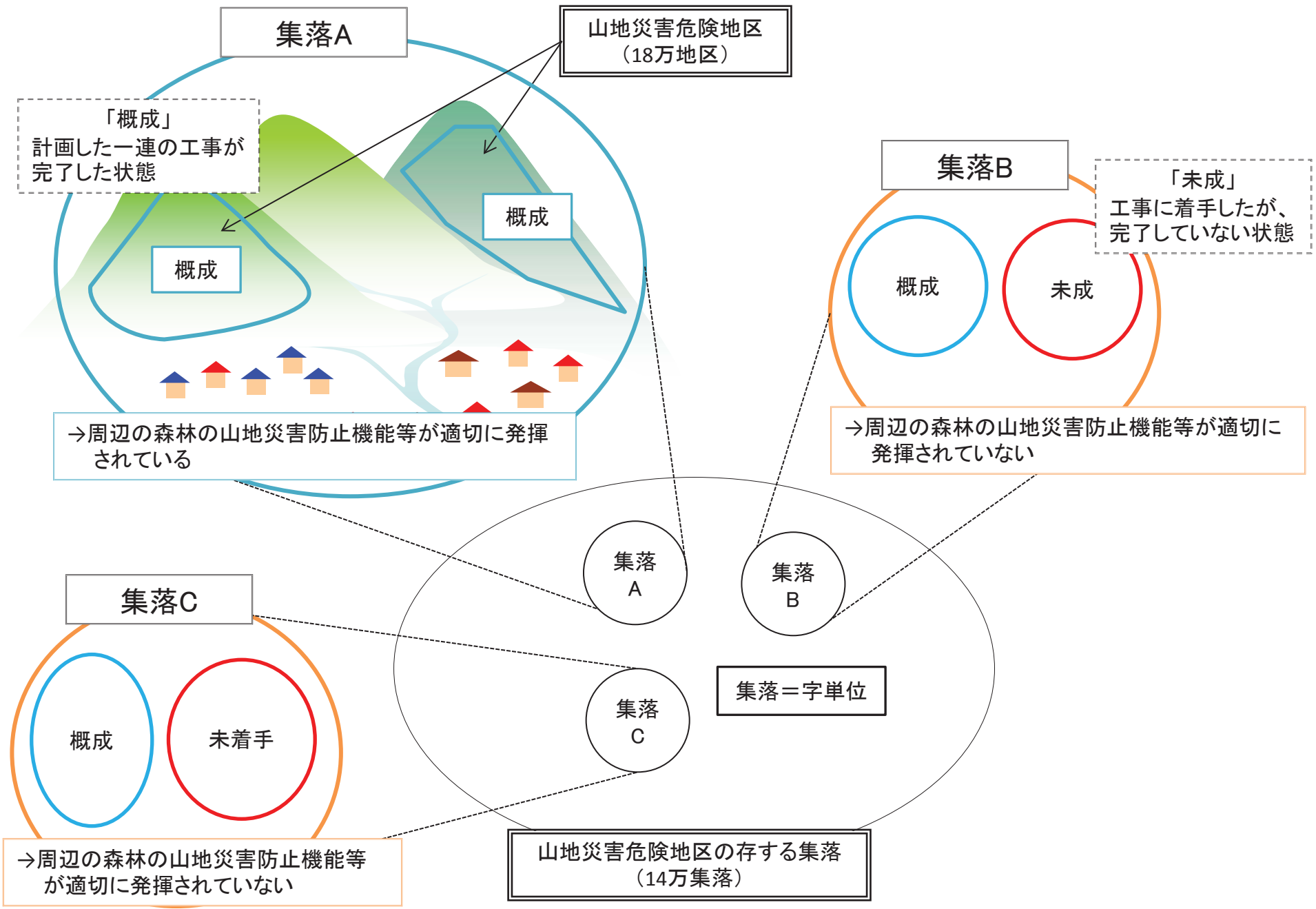
＝ 5年後の機能が保たれている森林の割合
(次期計画: 78%)

・ 次期計画の目標値 = 78%

アウトカムにいたる考え方



山地災害危険地区と周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落との関係



次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与)
飛砂害、風害、潮害等の防備

<p>成果指標③(案) (継続・見直し)</p>	<p>海岸防災林や防風林などの延長7,400kmについて、海岸侵食や病虫害からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から保全する。 このうち、東日本大震災に伴う津波により被災した海岸防災林140kmについては、速やかな再生を推進する。</p>		
<p>成果指標の考え方・算定方法</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災林や防風林などは、海岸の白砂青松や緑豊かな景観の形成等のみならず、風害、高潮(津波を含む)、飛砂などから集落や農地等を保護するなど、地域の安全・安心の確保に寄与することから、適切に保全を図る。 ・海岸防災林は、津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉に一定の効果を有することを踏まえ、津波に対する多重防御の一つとして、積極的にその再生を図る。その際、地域の実情や生物多様性の保全にも配慮する。 <p>【現行の成果指標との相違点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、「共生」の目標に位置づけられていた本指標について、津波防災の観点を踏まえ、「安心」の目標として設定。 ・現存する海岸防災林等の維持・保全のみならず、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生の進捗について指標化。 <p>【現状値の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災林等の延長を都道府県及び森林管理局を通じて調査。 <p>【目標値の算定方法】</p> <p>海岸防災林等の保全 [Aー(BーC)] / A (%)</p> <p style="margin-left: 20px;">A 海岸防災林等の延長(震災被災分を除く)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 気象害等により被災し機能の低下した海岸防災林等の延長</p> <p style="margin-left: 20px;">C Bのうち復旧した延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災林等(震災被災分を除く7,300km)について適切に維持・保全。(100%) ・東日本大震災により被災した海岸防災林140kmの再生については、復興工程表に基づき設定。(H23から盛土造成等の基盤整備を概ね5年間で、全体の復旧を概ね10年間で実施) 		
<p>アウトカムにいたる考え方</p>	<p>(アウトプット)</p> <p>気象害・病虫害等により機能の低下した海岸防災林等の復旧・整備</p>	<p>→</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>海岸防災林等の総延長7,400kmの保全等が図られ、近接する市街地、工場や農地などが保全</p>

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：生物多様性等の多様なニーズへの対応)
森林の多様性の維持増進

成果指標④(案)
(継続・見直し)

多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進し、森林・林業基本計画において、平成22年から指向する森林の状態に向け、公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合を現状の0.8%から2.8%に増加させる。

現状 0.8% → 目標 2.8%

成果指標の考え方

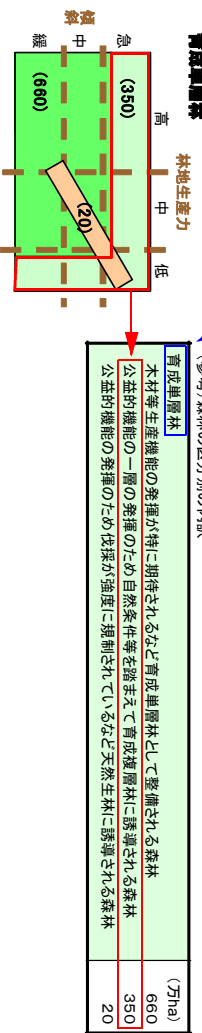
【考え方】

- 森林に対する国民の生物多様性等の多様なニーズに対応するため、さまざまな生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されていることが望ましい。
- 成長量の低い森林等の条件不利な育成単層林350万haについて、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林への誘導を促す誘導伐等の事業の積極的な導入を図ることとする。

(参考) 森林・林業基本計画及び関係資料抜粋

森林面積 (万ha)	平成22年 (現況)	目標とする森林の状態				(参考) 指向する 森林の状態
		平成27年	平成32年	平成42年		
森林面積						
育成単層林	1,030	1,030	1,020	1,000	660	
育成複層林	100	120	140	200	680	
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,310	1,170	
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	

(参考) 森林の区分別の内訳



【現行の成果指標との相違点】

- 現行指標においては、育成林のうち育成複層林の割合の増加を目標としていたが、条件が不利など育成単層林のうち育成複層林へ誘導すべき森林を対象として目標を設定。

<p>成果指標の算定方法</p>	<p>【現状値の算定方法】 ※森林資源現況調査結果及び事業実績から算出。</p> <p>OH22年度の育成単層林面積 1,029.5万ha…① (H19, 24森林資源現況調査結果から推計)</p> <p>OH25年度の育成単層林面積 1,026.8万ha…② (H24森林資源現況調査結果及び、H24, 25年度事業実績及び見込みから推計)</p> <p>育成複層林へ誘導済み面積 1,029.5万ha (①) - 1,026.8万ha (②) = 2.7万ha / 350万ha = <u>0.8%</u></p> <hr/> <p>【目標値の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国森林計画のH40年の目標値を考慮してH30年時点の目標値を設定。 <p>OH30育成単層林面積 1,019.8万ha…③ (全国森林計画H40: 1,006万ha)</p> <p>育成複層林へ誘導すべき面積 1029.5万ha (①) - 1019.8万ha (③) = 9.7万ha / 350万ha = <u>2.8%</u></p>		
<p>アウトカムにいたる考え方</p>	<p>(アウトゾット)</p> <p>複層林・針広混交林等の造成を目的とした植栽、誘導伐等の実施 (誘導伐等 約7万ha)</p>	<p>→</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>条件不利な育成単層林のうち育成複層林へ誘導した森林の割合を2.8%に増加</p>

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：生物多様性等の多様なニーズへの対応)
森林環境教育の推進

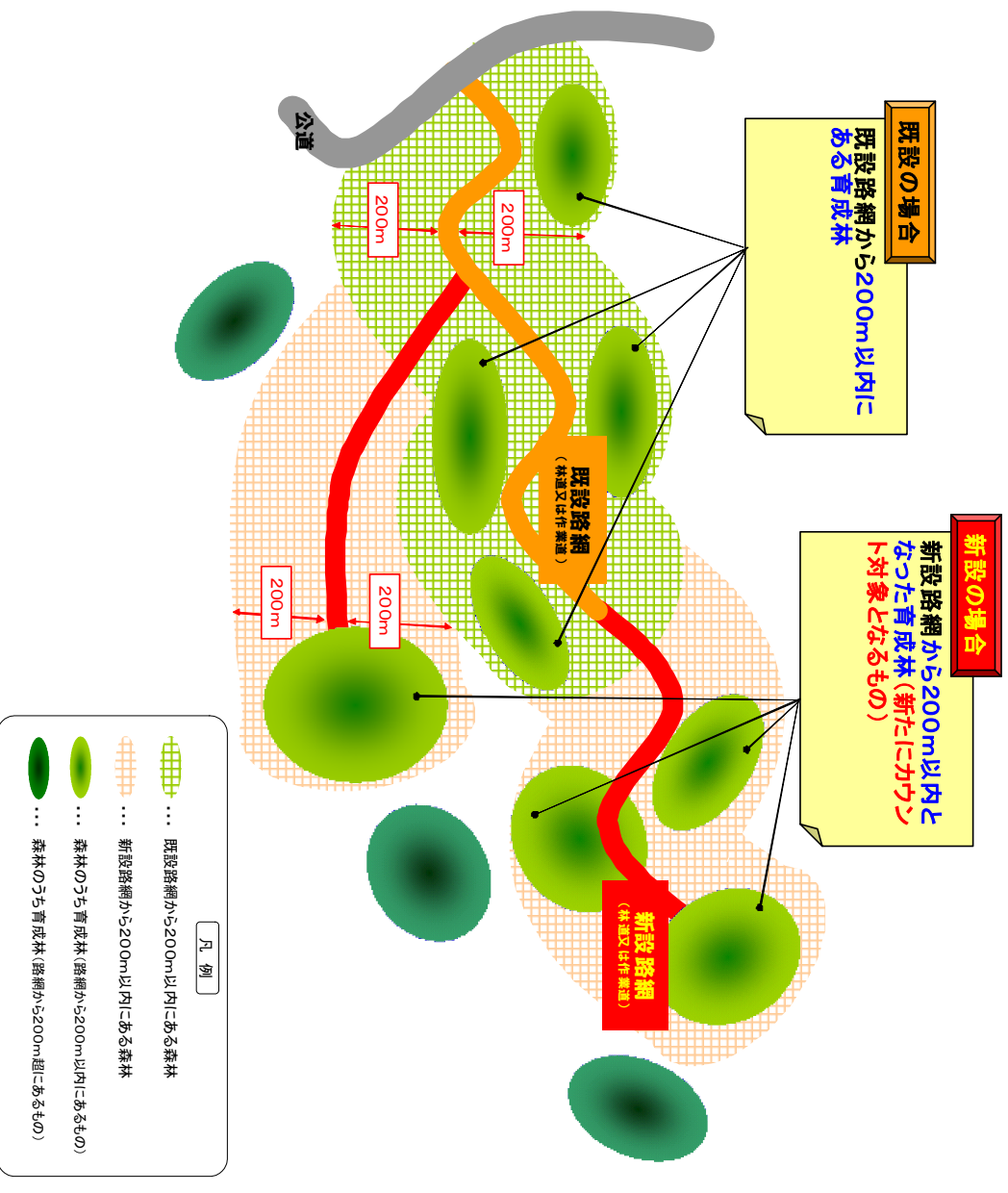
<p>成果指標⑤(案) (継続・見直し)</p>	<p>森林環境教育等に利用されている森林や施設において、継続的に環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全を行うことにより、当該森林等を常に利用できる状態に維持する。このことにより、子どもたちに森林環境教育の活動機会を提供し、5年間で244万人の参加を目標とする。</p> <p style="text-align: center;">現状：(H21～25年) 217万人 → 目標：(H26～30年) 244万人</p>			
<p>成果指標の考え方・算定方法</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林環境教育等に利用されている森林や施設のうち、活動状況を比較的把握しやすい国有林野や地方公共団体が関係する森林総合利用施設等を対象とする。 具体的には、林野庁と文部科学省とが連携して森林環境教育を推進している「森の子くらぶ施設」や「遊々の森」などにおける森林環境教育への参加人数を調査。 <p>※「森の子くらぶ施設」：子どもたちに森林での様々な体験活動を行う機会を提供する 「森の子くらぶ活動」の受入が可能な市町村民の森や都道府県民の森などの森林総合利用施設等。民有林において森林環境教育の行われた森林空間利用施設等の半数近くを占める。</p> <p>※「遊々の森」：多様な活動の場として、豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に体験活動ができる場を提供し、学校等による森林環境教育を推進する制度。</p> <p>-----</p> <p>【現行の成果指標との相違点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度毎の社会情勢等により、参加人数が増減することがあるため、目標設定を単年度の人数から5年間の延べ参加者数に変更する。 <p>-----</p> <p>【現状値の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森の子くらぶ施設等における森林環境教育活動への参加者数 (H21～25年) H25年の見込み値を直近の実績から44万人と推計し、それ以前の実績値から過去5年間の延べ参加者数217万人を現状値とする。 <p>-----</p> <p>【目標値の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校から高校までの12年間に2度は森林環境教育等に参加することを目安として、児童・生徒数の推計値 (H25：1,363万人→H30：1,287万人、国立社会保障・人口問題研究所) に基づき算定。 (H26～30年) 今後5年間の延べ参加者数244万人を目標値とする。 			
<p>アウトカムにいたる考え方</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(アウトプット)</p> <p>森林公園等における施設整備及び森林公園、周辺森林等での森林整備</p> </td> <td style="width: 33%; text-align: center; padding: 5px;"> <p>→</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>(アウトカム)</p> <p>施設整備や周辺の森林整備がなされた公有林等における森林環境教育の参加者数の増加</p> </td> </tr> </table>	<p>(アウトプット)</p> <p>森林公園等における施設整備及び森林公園、周辺森林等での森林整備</p>	<p>→</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>施設整備や周辺の森林整備がなされた公有林等における森林環境教育の参加者数の増加</p>
<p>(アウトプット)</p> <p>森林公園等における施設整備及び森林公園、周辺森林等での森林整備</p>	<p>→</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>施設整備や周辺の森林整備がなされた公有林等における森林環境教育の参加者数の増加</p>		

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：持続的な森林経営の推進)
森林資源の循環利用の促進

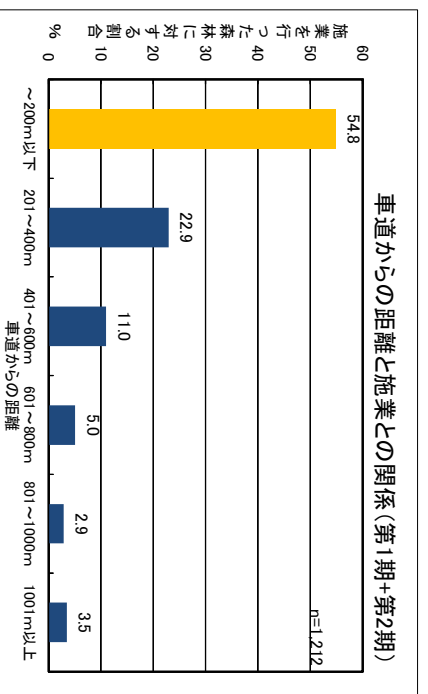
成果指標⑥(案) (継続)	森林施業の集約化や機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を約2億2千万 m^3 増加させる。 現状 13億2千万 m^3 → 目標値 15億4千万 m^3
成果指標の考え方・算定方法	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業を効率的かつ効果的に実施するためには、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進することが重要。 ・ この場合、林道と作業道等を適切に組み合わせ、移動時間の短縮を図るとともに、高性能林業機械等の効率的な稼働を行える条件を整備することが必要。 ・ このため、育成林を対象に、間伐等の森林施業に必要な林内路網を整備し、高性能林業機械との組み合わせによる効率的な作業が可能となる資源量の増加を図ることを指標とする。 <p>【算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設の路網及び毎年開設する路網に係る、林道等から200m以内における森林の蓄積を推計し、供給可能となる資源量を算出。 ・ 上記推計には、過去に林道、作業道毎に全国調査を行って算出した路網開設延長100m当たりの「増加した200m以内の森林面積」の林道、作業道毎の係数を用いる。 $\frac{A \times B + C \times D}{(m^3)}$ <p>A 路網開設により、新たに路網から200m以内となる育成林の面積 B 育成林の平均蓄積 C 既存路網から200m以内の育成林の面積 D 育成林の平均成長量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林道係数 = 1.7ha / 100m ・ 作業道係数 = 1.9ha / 100m <p>【現状値の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間の路網開設実績及びH24森林資源現況調査等から、林道・作業道係数を用いて供給可能資源量を算出。 → 1,322千万m^3 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【目標値の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期森林整備保全事業計画期間内における全国森林計画の路網開設計画延長及びH24森林資源現況調査から推計した森林資源増加量を考慮し、林道・作業道係数を用いて5年後の供給可能資源量を算出。 → 1,541千万m^3

本指標における対象森林のイメージ



(参考)「200m以内」とする根拠

- ・森林資源モニタリング調査(第1期、2期)において、車道から200m以内の森林における施業実績率が高い。



アウトカムにいたる考え方

(アウトプット)

効率的な森林施業を可能とする林内路網の整備

(路網整備 約2万8千km)

(アウトカム)

林道等の開設により効率的な木材生産等が可能な森林の蓄積量が増加

木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を約2億2千万m³増加させる

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：持続的な森林経営の推進)
森林資源の若返りの促進

成果指標⑦(案)
(新規)

持続的な森林経営を推進していくためには、育成単層林の齡級構成を平準化していくことが重要である。このため、利用可能な育成単層林について適切に主伐・再造林を進めることにより若返りを促進し、将来的な育成単層林の齡級構成の平準化を図る。併せて、引き続き適切な間伐等を実施し、持続的な森林経営を推進する。

これらにより、育成単層林の齡級構成平準化に向けた若返りの効果指数を、現状値(H25)0.31から、H26～30年平均0.32とし、5年間で1.6とすることを目標とする。

注)「若返り効果指数」は、1年経過した場合、育成単層林全体の林齢が1年分増えるところを、どの程度若返らせるかを示す造林による若返りの効果に、下刈や間伐等の施業の実施状況を加味した指数。

$$\frac{\text{人工造林面積} \times \text{平均伐採林齢}}{\text{育成単層林面積}} \times \frac{(\text{平均伐採林齢} - \text{標準施業実施年数}) / \text{平均伐採林齢}}{(\text{育成単層林面積} - \text{一施業面積}) / \text{育成単層林面積}}$$

指向する森林の状態で、必要となる
人工造林面積を実施した場合 = 1

X

指向する森林の状態で、必要となる
下刈・間伐等の施業面積を実施した場合 = 1

= 1(年)

【考え方】

我が国の森林の蓄積は、昭和30年代以降に造成された人工林が成長したことにより量的に充実したが、森林の高齡級化が進行。

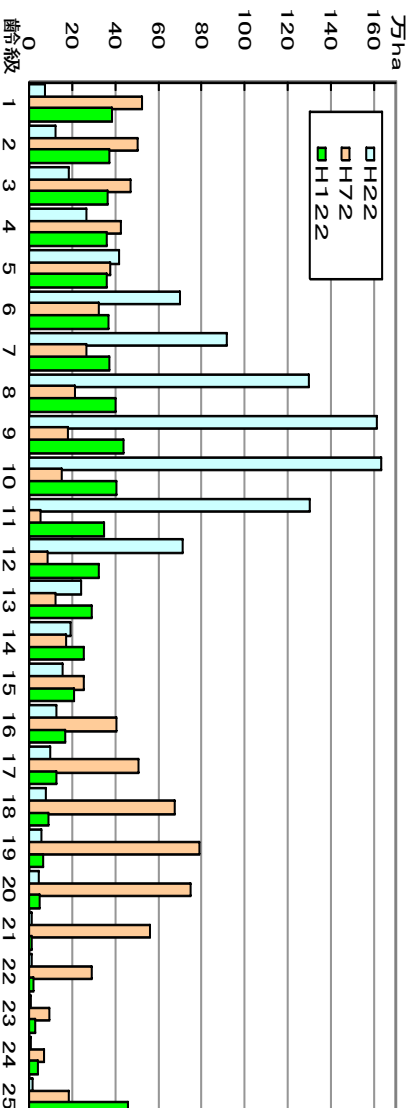
(50年生以上の人工林割合 H24年：約5割 → H29年：約6割に増加見込み)

・ 森林の年成長量は、一定の樹齢まで増加した後、樹木の成熟に伴って低下するため、5年後のH30年には現状の年間成長量は約6百万m³/年減少すると見込まれる。

・ このような状況のなか、持続的な森林経営を推進していくため、森林・林業基本法においては現状の約1,000万haの育成単層林を660万haにしていくことを「指向する森林の状態」としている。この状態を目指していくため、森林資源の若返りを推進し齡級構成の平準化を図るとともに、引き続き間伐等を実施し、持続的で適切な森林経営を推進する必要がある。

(参考) 森林・林業基本計画(H23) 関係資料

・ 育成単層林(人工林)の将来(50年後、100年後)における齡級構成の推計 → 齡級構成平準化



【算定方法】

上記の計算式のとおり。

なお、「若返り効果指数」は次のような特徴を持つ。

- ・ 下刈や間伐をどれほど実施しても造林が行われない場合はゼロとなる
- ・ 指向状態の維持に必要な施業面積が確保された場合は1となる。
- ・ 指向状態の維持に必要な造林面積を超えて造林が行われている場合（過剰に伐採されている場合）は1を超える。

【現状値の算定方法】

現状値は、次の数値を用いて算定し、 0. 3 1

指向状態の育成単層林面積 6 6 0 万ha

人工造林面積 2. 4 万ha (H25推計値) ※H24見込み値を考慮して推計

造林以外の施業面積 6 2 万ha (H25推計値) ※H24見込み値を考慮して推計

平均伐採林齢 9 0 年 (森林・林業基本計画の試算における将来の平均伐採林齢)

標準施業実施年数 1 4 年 (植栽、下刈、除伐、間伐を実施する年の延べ年数)

【目標値の算定方法】

全国森林計画の計画量に基づき算定した目標値は 年平均0. 3 2、5年間で 1. 6

指向状態の育成単層林面積 6 6 0 万ha

人工造林面積 2. 5 万ha (全国森林計画の当初5年間の年平均)

造林以外の施業面積 6 4 万ha (全国森林計画の当初5年間の年平均)

平均伐採林齢 9 0 年 (森林・林業基本計画の試算における将来の平均伐採林齢)

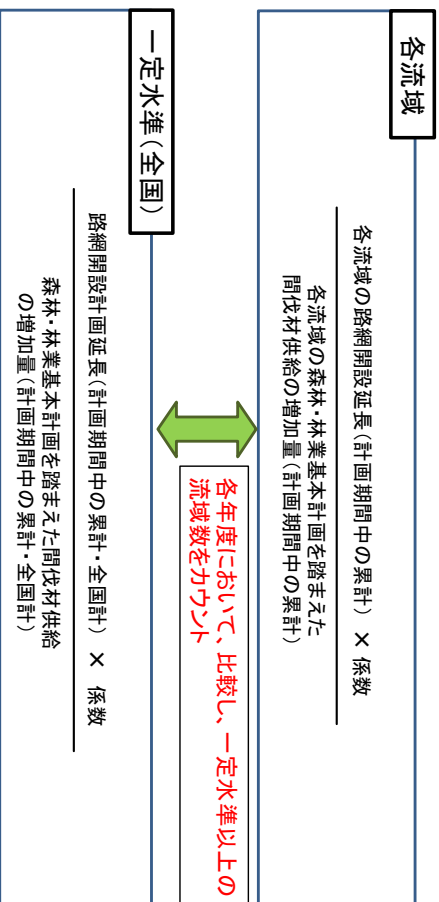
標準施業実施年数 1 4 年 (植栽、下刈、除伐、間伐を実施する年の延べ年数)

<p>アウトカムに たる考え方</p>	<p>(アウトプット)</p> <p>造林、下刈、間伐等 の森林施業の実施 (造林事業 約13万ha) (下刈、間伐等事業 約 320万ha)</p>	<p style="text-align: center;">⇒</p> <p>森林資源の若返りが図られる とともに、施業が行われない まま林齢を重ねる森林が減少</p>	<p>(アウトカム)</p> <p>造林等の森林施業によ る若返り効果指数を 5年間で1. 6確保</p>
-------------------------	---	---	---

次期計画の成果指標(案)

(事業の目標：地域活力創造への寄与)
森林資源を活用した地域づくりの推進

<p>成果指標⑧(案) (継続・見直し)</p>	<p>森林資源を活かした地域づくりを推進する観点から、流域(森林計画区)の資源量に応じつつ、路網の開設により、積極的に利用間伐を推進する流域を増加させる。</p> <p>現状 58流域 → 目標値 80流域</p>
<p>成果指標の考え方・算定方法</p>	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあり、集約化や路網整備を進めて利用間伐を推進することが、地域活力創造の観点からも重要。 このため、森林・林業基本計画を踏まえた間伐材供給の増加量を十分に満たせるように林道等の林業基盤の整備を実施している流域を増加させる。 <p>【現行の成果指標との相違点】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでは、流域毎の成長量の4割以上を生産・利用している流域の数を指標としていたが、年度毎の社会情勢等により生産・利用量が増減することがあるため、資源量に応じた条件整備を行っている流域に変更する。 <p>【算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路網開設延長1km当たりの間伐材利用材積の増加量(以下「係数」とする)を算出した上で、流域毎に路網開設実績、係数及び森林・林業基本計画を踏まえて算出した間伐材供給量から、森林・林業基本計画を踏まえた間伐材供給の増加量に対する路網開設により新たに利用可能となる間伐材の量の割合を推計し、割合が一定水準を超えている流域数を指標とする。 各都道府県から数路線を抽出し、開設前後3年間の利用区域における間伐実績から、全国平均の係数を算出(206m³/km)。 各年度について、各流域の路網開設実績(計画期間内の累計)に上記で算出した係数を乗じて、各流域の路網開設により新たに利用可能となる間伐材の量を算出。 各流域で新たに利用可能となる間伐材の量を森林・林業基本計画を踏まえて算出した各年度における各流域の間伐材供給の増加量で除して割合を算出。 流域数の判定に用いる一定水準の基準は、全国森林計画における全国計の路網開設計画延長により新たに利用可能となる間伐材の量を森林・林業基本計画を踏まえた全国の間伐材供給の増加量で除して算出。 各年度について、割合が一定水準を上回る流域数をカウント。



【現状値の算定方法】

- 平成21～25年度における路網開設実績等から算出。 → 58流域

【目標値の算定方法】

- 次期計画期間内における全国森林計画の路網開設計画延長等から算出。 → 80流域

アウトカムにいたる考え方	(アウトプット) 対象森林における林道等の開設 (路網開設 約2万8千km)	→ 路網の開設により、利用間伐実施への条件整備が推進される	(アウトカム) 間伐材を積極的に利用可能としている流域を58流域から80流域へ増加させる
--------------	---	----------------------------------	---

現行計画の成果指標の達成状況

現行計画の成果指標の達成状況

事業の目標:「国民が**安心**して暮らせる社会の実現」

成果指標① 育成途中の水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合

現況値 71% (H20) → 目標値 79% (H25)
(間伐等を実施しない場合53%に低下)

算出方法 B/A+C (%)

- A 対象森林面積: 3~12齢級の水土保持林 640万ha
- B 間伐等の実施による効果面積
- C 5年間整備が実施されていない森林のうち、下層植生の被覆率40%以上となっている森林の割合

※ 1万5千点のサンプリング調査結果より推定

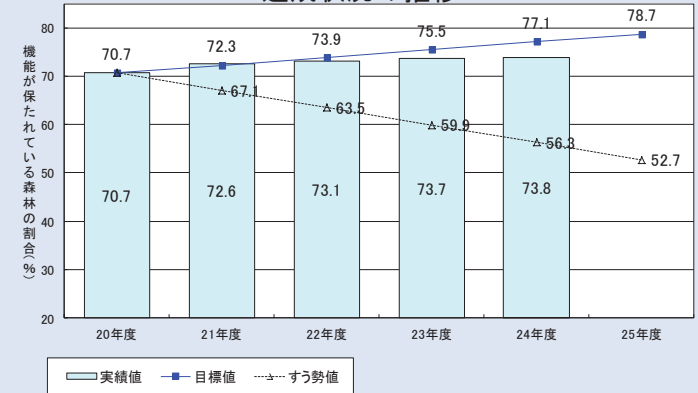
現況値は、Bを過去5年間の実績として算出。目標値は、全国森林計画(H21~35年度)の間伐計画量等を踏まえて設定。

達成率84%

実績値
74% (H24)

対象施策(アウトプット)
間伐等 123万ha
本数調整伐等 17万ha
(H21~H24累計)

達成状況の推移



【評価】 達成率は8割以上となり、概ね達成したと評価。

【課題】 次期計画では、水土保持林のゾーニング区分がなくなったことから、対象森林の設定等を見直す。

成果指標② 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落の数

現況値 5万2千集落(H20)
→ 目標値 5万6千集落(H25)

算出方法

集落周辺に存する山地災害危険地区において、治山施設の整備等を行うことにより、保全される集落の数。

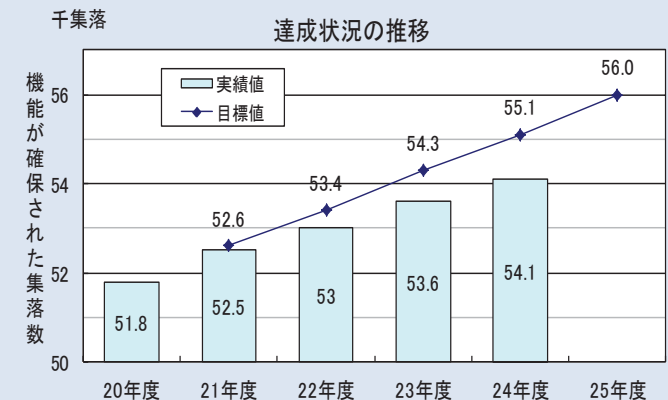
目標値は、保全対象の重要性等を踏まえつつ治山対策を推進することにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を増加させることとして設定。

達成率70%

実績値(H24)
5万4千集落

対象施策(アウトプット)
一定の治山対策が実施された山地災害危険地区の割合 65% (H24年度末)

達成状況の推移



【評価】 局地的な集中豪雨の頻発や東日本大震災の影響等により達成率は7割となり、概ね達成したと評価。

【課題】 事前防災・減災に向けた取組を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとした国土強靱化基本法の理念を踏まえ、引き続き保全される集落に着目した指標を検討。

事業の目標：「森林と人が共生する社会の実現」

成果指標③ 育成林全体に占める育成複層林面積の割合

現況値 8.5% (H20) → 目標値 10% (H25)
(5年間で7.2万haを育成単層林から育成複層林へ誘導)

算出方法 $B/(A+B) \%$

A: 育成単層林、B: 育成複層林

現況値は、森林資源現況調査(H19.3)より算出
育成単層林 1031万ha、育成複層林 96万ha

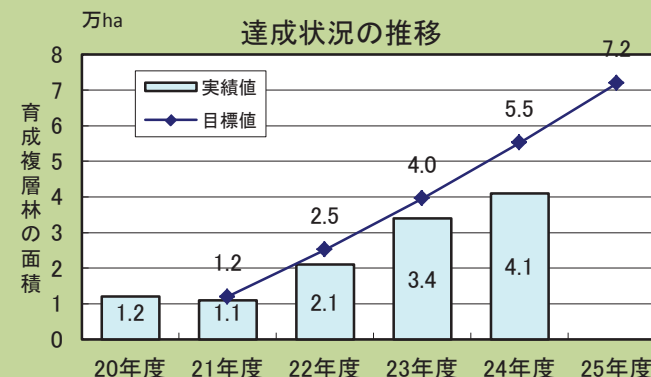
目標値は、全国森林計画(H21～35年度)の計画期末の育成林の面積を踏まえて設定。

毎年度の実績は、育成単層林から育成複層林へ誘導する受光伐等を実施した面積により把握。

達成率74%

実績値(H24)
9% (4.1万ha)

対象施策(アウトプット)
受光伐、誘導伐等 4.1万ha
(H21～H24累計)



【評価】 達成率は7割以上となり、概ね達成したと評価。

【課題】 条件の不利な育成単層林を育成複層林へ誘導していくことについて、より分かりやすくイメージしやすい目標値の示し方がないかを検討。

成果指標④ 海岸林や防風林などの総延長

目標値 約7300kmの保全

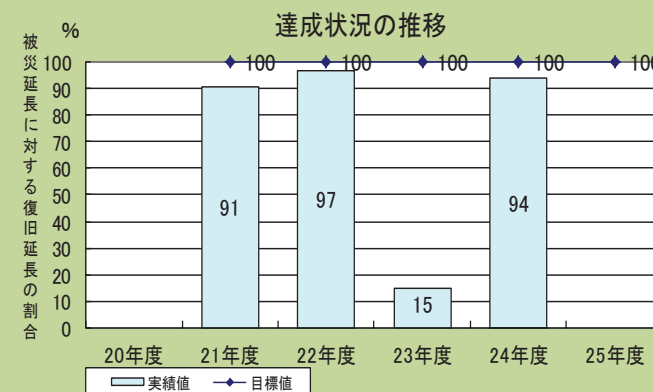
算出方法

被災した海岸林等(保安林)の延長に対する復旧事業を実施した延長の割合。

達成率94%

実績値
94% (H24)

対象施策(アウトプット)
復旧延長58km
(H21～24累計)



【評価】 達成率は9割以上となり、達成したと評価。

【課題】 東日本大震災の津波により、140kmの海岸防災林が被災したところであり、当該海岸防災林の復旧・再生に係る成果指標を検討。

成果指標⑤ 森林環境教育の参加人数

現況値 44万人 (H20) → 目標値 50万人 (H25)

算出方法

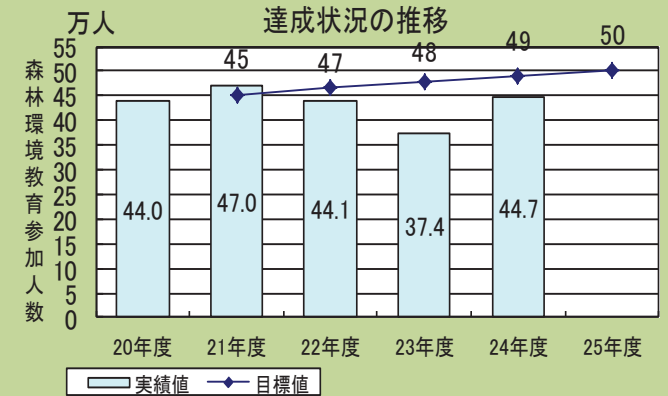
国有林野や地方公共団体が設置・管理する森林公園等を対象とした森林環境教育活動への参加者数。

目標値は、小学校～高校までの12年間で2回、森林環境教育等に参加することとして、5年間の対象年齢人口から算出。

達成率91%

実績値(H24)
44.7万人

対象施策(アウトプット)
森林整備事業全般
治山事業 全般



【評価】 達成率は9割以上となり、達成したと評価。

【課題】 東日本大震災の影響など、社会経済情勢によって年度毎の参加者数の変動が大きいため、目標値の示し方を検討。

事業の目標:「循環を基調とする社会の形成」

成果指標⑥ 木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量

現況値 10億5千万^{m³} (H20) → 目標値 12億1千万^{m³} (H25)

算出方法

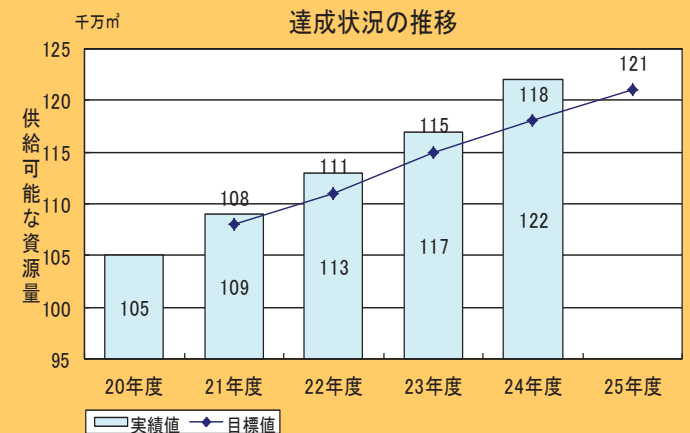
路網整備により、効率的な木材生産が可能となる育成林(新たに路網から200m以内となる育成林)の資源量を算出。

目標値は、全国森林計画の計画量を踏まえて設定した5年間の林道等の路網開設延長(15千km)に、延長あたりの200m以内育成林の増加面積(過去の実績)と平均蓄積を乗じて算出。

達成

実績値(H24)
12億2千万^{m³}

対象施策(アウトプット)
林道、林業専用道、作業道
19千km



【評価】 H24実績値が目標値を超えており、達成したと評価。

【課題】 新たな計画期間に応じた目標値を設定。

事業の目標:「**活力**ある地域社会形成への寄与」

成果指標⑦ 森林資源を積極的に利用している流域数

現況値 30流域 (H20) → 目標値 80流域 (H25)

算出方法

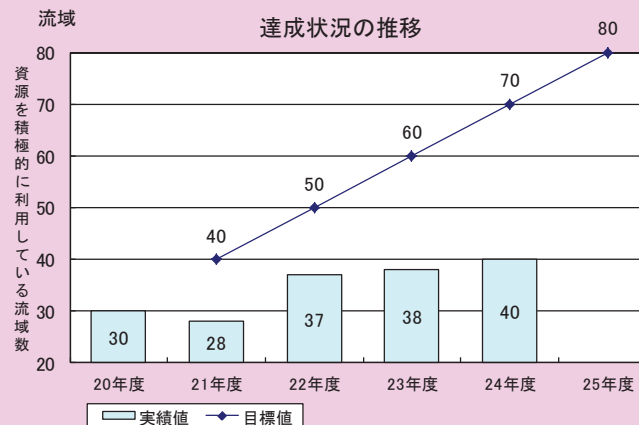
森林の成長量の4割以上を木材として生産・供給している流域を、資源を積極的に利用している流域として、全国158の流域について現況値を算出。

目標値は、森林・林業基本計画(H18)の木材供給量目標(2300万 m^3)を勘案して設定。

達成率57%

実績値(H24)
40流域

対象施策(アウトプット)
間伐、路網等、
森林整備事業 全般



【評価】 達成率は6割程度となっており低位な状況。

【課題】 相当程度の流域が金融危機による需要減、価格下落の影響等により素材生産が停滞。これらの影響が少ない成果指標を検討。

成果指標⑧ 山村地域における生活環境の整備により
定住条件の向上が図られた人数

目標値 210万人(H25)

算出方法

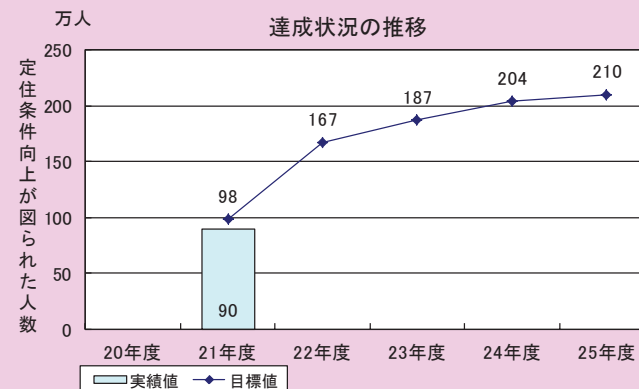
山村地域の居住環境向上を図るための生活環境施設の整備や周辺森林の整備を実施する「森林居住環境整備事業」等の実施地域に係る受益者数(人口)を目標値として設定。

—

—

対象施策(アウトプット)

—



【評価】 H21年行政刷新会議(事業仕分け)で対象となる事業が廃止。

【課題】 この成果指標は廃止。